

過誤申立について

1. 様式について

「障害福祉サービス」「障害児通所支援」「地域生活支援」とも、「過誤申立書（介護給付費・訓練等給付費等明細書、サービス利用計画作成費請求書）」を使用してください。

2. 過誤申立の方法

- ①過誤処理が必要となった場合には、「過誤申立書」を広島市健康福祉局障害自立支援課に提出してください。**提出は、毎月26日を締め切りとします。**
- ②「過誤申立書」を提出した翌月に、再請求を行ってください（請求の取り下げのみの場合、再請求は不要です）。再請求が遅れた場合は、過誤処理分の給付費を一旦全額返金していただくことになります。

【過誤申立から再請求分の支払までの例】

	事業所		国保連合会		広島市
1月	サービス提供				
2月	1～10日請求	→	請求受付	↓	
3月	審査結果・支払通知受取	←	支払決定		
	↓				
	広島市に「過誤申立書」	→			「過誤申立書」受付
	↓				↓
	提出				
4月	1～10日 再請求 (取り下げのみの場合は不要)	→	過誤申立受付 再請求受付	←	前月26日までに受けた 過誤申立を国保連に送付
5月	支払（差額調整）	←	過誤処理決定 再請求分の支払い決定		

※ 過誤処理・再請求が可能となるのは、介護給付費の支払が決定された後です。

（請求月の翌々月以降）

（例）2月10日に1月提供分を請求後、すぐに誤りに気づき、2月中に過誤申立書を提出した場合でも、再請求は4月でないと行えません。（3月に再請求をしても、取下処理がまだ行われていないため、「該当の請求情報は既に支払確定済です」との内容により返戻となります）

※ 過誤処理が必要なのは、承認された請求のみです。

請求誤りにより返戻された請求については過誤申立ての必要はありません。

3. 過誤申立書の記入方法について

複数名の利用者の複数月の請求の過誤申立を行う場合は、利用者ごとに記入して下さい（提供月ごとで記入は行わないでください。）。